

大阪河崎リハビリテーション大学

平成 23 年度 大学機関別認証評価
評価報告書

平成 24 年 3 月

財団法人 日本高等教育評価機構

I 認証評価結果

【判定】

評価の結果、大阪河崎リハビリテーション大学は、日本高等教育評価機構が定める大学評価基準を満たしていると認定する。

【認定期間】

平成 23(2011)年 4 月 1 日から平成 30(2018)年 3 月 31 日までとする。

【条件】

特になし。

II 総評

大学は前身の河崎医療技術専門学校を改組し、平成 18(2006)年 4 月に開設され、平成 21(2009)年度に完成年度を迎えた大学である。大学は病院や介護老人保健施設などを擁する河崎会のグループに属している。大学の建学の精神は「夢」と「大慈大悲」であり、常に夢と希望を持った仁の心を備えた医療人の育成にある。リハビリテーション領域に特化した大学として、「リハビリテーションに関する高度な知識、技術の教育・研究を通じて豊かな人間性を養う」という目的と使命を明確に持ち、「人間性の回復支援」を軸に、各専攻の教育研究上の目的を掲げている。それらは「本学の建学の精神」及び「本学の教育ポリシー」として小冊子にまとめられ周知されている。

教育研究組織は 1 学部 1 学科 3 専攻からなり、教授会などが適正に組織され、教授会をはじめとする各種会議体の議事録などは学内 LAN で開示され、全学の共通認識が図られている。また、管理部門との連絡調整には「大学運営調整会議」を置き、全体的意思統一の円滑化を図っている。

教育課程に関しては前述の「本学の教育ポリシー」にアドミッションポリシー、カリキュラムポリシー及びディプロマポリシーが概念図とともに示されている。また、導入教育において SGL(Small Group Learning)により大学生活習慣、学習への動機付けなどが工夫されている。3 専攻共通の科目も多く取入れ、OSCE (客観的臨床能力試験)、プレ実習なども行われている。文部科学省「学習支援推進プログラム」に採択された「保健・医療・福祉分野のインターンシップを通じた就学・就活支援」の取組みもなされている。

学生の受入れについては、定員充足率が低い状態が継続的にみられるので、一層の努力が望まれる。学生支援として大学独自の経済支援特別奨学金などもあり、平成 23(2011)年度入学生から授業料減額なども行われている。なお、国家試験合格者の就職率は平成 21(2009)年、平成 22(2010)年とも 100%であった。

教員の専任・兼任の比率、専任の年齢別構成などは適切である。

職員に関しては「学校法人河崎学園組織及び事務分掌規程」などの規則・内規に基づいて適切に運用されている。

大学の管理運営は法人の寄附行為に則って適正になされている。理事会・評議員会の欠

席者に対し、事前に資料を配付することにより議決権行使書を徴している。管理部門と教育部門とは月 2 回の「大学運営調整会議」で調整がなされている。

財務については、平成 18(2006)年の開学以来、全て自己資金で財政基盤を賄っている。今後、安定的な学生定員確保に努め、財政上の余裕度を増していくことが肝要である。会計処理は学校法人会計基準などに即して適切に行われている。財務情報開示に対しては、これらを閲覧に供している。また、財務の概要はホームページにて公開している。

大学設置基準上必要な校地・校舎は十分な面積と設備を備えている。体育館などは地域住民にも開放されている。全ての建物は耐震基準を満たしている。敷地内に留まらず周辺道路も禁煙としている。イネーブルガーデン（園芸療法ガーデン）を有していることは、学生の園芸療法士資格取得のために供しており、また環境保持にも有用である。

市内唯一の大学として、貝塚市への教職員派遣、公開講座、出前講座などで積極的に社会との連携を試みている。

社会的責務としての危機管理体制が整備され、学生、教職員それぞれに対する危機管理マニュアルが策定されている。組織倫理・研究倫理などに関する事項も整備されている。また、人権尊重意識の向上を意図した科目が「共通科目」として開講されており、それらが臨床実習前に行われている。

Ⅲ 基準ごとの評価

基準 1. 建学の精神・大学の基本理念及び使命・目的

【判定】

基準 1 を満たしている。

【判定理由】

大学は、学則に建学の精神・教育理念及び大学の使命・目的を定めている。

建学の精神・教育理念は、学内では 1 号館に「夢」と「大慈大悲」の書を掲げている。また、学外に対しては、大学案内、学生便覧及びホームページなどに明示している。それらは、入学式、卒業式、オリエンテーションなど学内の主要行事における学長の挨拶で表明し、教職員については研修会や新年の挨拶などを通じて周知している。また、学園歌にもそれらは反映されている。

大学の建学の精神は、創設者の「単に知識技術を学ぶだけでなく、他人の痛みが分かり手を差し伸べることが出来る、『人間性』を最も大事にした人に育ってほしい」という思いに由来しており、その思いを伝えるため、小冊子「本学の建学の精神」を作成し、学内関係者に配付することにより、組織的な周知を図っている。

また、大学の使命・目的についても「人間性の回復支援」を軸に明確に述べており、大学案内やホームページなどを通じて学内外に公表している。

基準 2. 教育研究組織

【判定】

基準 2 を満たしている。

【判定理由】

大学は、大学の使命・目的を達成するためにリハビリテーション学部リハビリテーション学科の 1 学部 1 学科に理学療法学専攻、作業療法学専攻、言語聴覚学専攻の 3 専攻を設置している。

教育研究に関わる会議体として教授会、専攻会議、各種委員会が設置されている。教授会は、教育・研究に関すること、学生の異動、教員人事に関すること、規定の制定・改廃など教学に関する重要事項について審議し、決定する機能を果たしている。教授会や各種会議体の議事録と配付資料は、学内 LAN で共有されており、全学の共通認識の促進と相互の関連性の確保に貢献している。

管理部門との連絡調整機関として「大学運営調整会議」を置き、全学的な意思統一が円滑になされるよう努めている。一方、学部の規模に比して学長管轄下の会議体が多数存在するなど、組織構成の未整備なところもみられるが、学長と学部長との役割分担の検討、各種会議体の整理、規定の整備を含めた関係の明確化などを行っている。

教養教育の統括的な検討は「基礎分野」の専任教員が構成員となっている「入試・教育センター」で行い、その方針を教務委員会など対応する会議体に提案している。カリキュラムの具体的内容は教務委員会に取りまとめ、教授会の審議を経て決定している。教養教育に関わる会議体は多いが、組織上の整理を進めている。また、教養教育の充実を図ることに努力している。

学生からの教育内容や教育方法などに関する要望は、授業評価の自由記入欄、ご意見箱、学生相談室相談員への申出、「ランチョンミーティング」での学長への直接要望、担任面談、専攻長面談など複数ルートで意見聴取が行われ、精査・検討して学生の要望に応じている。

基準 3. 教育課程

【判定】

基準 3 を満たしている。

【判定理由】

大学の建学の精神及び教育理念、学部の教育研究目的に加えて、理学療法学専攻・作業療法学専攻・言語聴覚学専攻の 3 専攻の教育研究上の目的が学則第 3 条で定められている。教育目的はホームページに公表され、教育課程の編成方針などに反映されている。

授業科目の編成方針は、「本学の教育ポリシー」として定め、アドミッションポリシー、カリキュラムポリシー、ディプロマポリシーについて概念図を用いてわかりやすく示している。教育課程は体系的に設定され、教育目標達成状況の評価は授業終了後の学生による評価などで行われている。3 つの専攻ごとに教育目的を設定し、それを達成するための教育課程編成が明確に行われている。

授業科目を「基礎分野」「専門基礎分野」「専門分野」に分類し体系的に編成しており、

各養成校指定規則に適合しつつ、教育課程として機能するよう各専攻の履修系統を設定している。医療倫理観と幅広い教養を身につけ、専門知識・技術の獲得につなげるために、3専攻合同で学び、「問題解決能力の向上」「コミュニケーション能力の向上」「リベラルアーツ」「リハマインド」を身につける授業を「コア・カリキュラム」として設定し、人間をトータルに捉えて対処できる人材の育成に努めている。更に、専門性を高めて臨床場面においてそれが発揮できるように、一般的な講義や演習におけるさまざまな指導方法の工夫のほか、実験、実習、臨床実習など、実際体験を通じた能動的な学習を重視している。

授業の改善やフィードバックに関しては、学生がどのような状況で授業に臨み、授業をどのように理解・評価しているかについては、ポートフォリオを構築している。また、学生による授業評価、就職先に対するアンケート調査などを実施し、教育目的の達成状況を点検・評価するためのシステムが構築されている。

【優れた点】

- ・基礎分野のあり方が検討され、6つの科目系に整理されており、予防医学的リハビリテーションの概念を取入れた科目設定、あるいは園芸療法士資格が取得可能なユニークな科目の開講がなされている点は高く評価できる。

基準4. 学生

【判定】

基準4を満たしている。

【判定理由】

建学の精神・教育理念に基づき「高い理想を持ち、リハビリテーション領域で活躍したいと考えている者」を受入れるという大学全体のアドミッションポリシーが定められ、広報資料及びホームページなどで明確に示されている。入学者選抜においては、AO入学試験や公募制推薦入学試験など7種類の選抜試験を採用し、大学全体のアドミッションポリシーに加え、入試区分ごとにアドミッションポリシーが示されている。

学生への支援体制及びサービス体制は、学生部を中心に適切に運営されている。就職・進学支援は就職支援室が担当し、国家試験合格者の就職率は好成績を保持している。

中途退学者・休学者が多いが、学生への学習支援については、各専攻ともにクラス担任制を導入の上、ポートフォリオを活用し、学習動機の維持・向上を図っている。大学生活に関する日常的な学生サービスは、学生部において対応している。また、学生部の業務を円滑にするため学生委員会を設置している。学生委員会は定例会議を開催し学生サービス体制の向上に努めている。

学内にAED（自動体外式除細動器）が設置され、急病への対応は大学関連グループの医療機関を受診するよう案内している。教員の多くが医療従事者であり、健康管理や生活相談も学生相談室以外で対応できる体制を目指している。

キャリア教育に関しては、実習先のスーパーバイザーや卒業生を定期的に招き、研究会や研修会を盛んに行い、専門職としての職務の状況と自分達の進むべき将来像を認識させ

るように努めている。

【優れた点】

- ・文部科学省の「学生支援推進プログラム」に採択された「保健・医療・福祉分野のインターンシップを通じた就学・就活支援」プログラムに基づいて、就職支援室が積極的に活動し、パンフレットとして「進路を考える」を作成するなど、学生への情報提供を十分行うとともに実践的なインターンシップに取り組んでいる点は高く評価できる。

基準 5. 教員

【判定】

基準 5 を満たしている。

【判定理由】

大学設置基準の必要専任教員数を満たした専任教員が配置されている。若手教員の割合がやや低いが、専任・兼任の比率、専任の年齢別の構成などについては、バランスが取れており、概ね適切である。専門分野の授業は概ね専任教員が担当し、教育目的を踏まえた専門性の高い教育を行っている。

教員の採用・昇任に当たっては、大学設置基準の教員の資格に基づき、「教員選考規程」「教員選考実施内規」を定めて適切に運用している。教員の採用では、大学ホームページ及び「独立行政法人科学技術振興機構」の研究者人材データベースなどを利用し、広く公募する方法及び専攻長や教員を通して学長に推薦する方法がとられているが、資格審査は、選考規程及び選考実施内規に従って運用されている。

授業担当時間については、臨床実習前後の指導及び卒業研究を担当している教員はやや多い傾向にあるが、全体として概ね適切に配分されている。教員には週 1 日の出勤免除を認めて研究時間の確保に努めている。また、研究活動の活性化のために、学内共同研究費の運用や研究体制の整備を進めている。

FD(Faculty Development)活動は、FD 委員会が中心となり「FD 活動計画」を立案して取り組むなど、活発に行われている。学生による授業評価アンケートの実施、結果分析・フィードバックについては組織的に行われている。また、教職員による授業参観を実施し、アンケート分析などを通して授業内容の向上に努めている。

基準 6. 職員

【判定】

基準 6 を満たしている。

【判定理由】

事務組織は「学校法人河崎学園組織及び事務分掌規程」に基づき適切に編制されている。大学の目的を達成するため職員は専任職員をはじめ、非常勤職員、派遣職員が配置され必

要な職員数は確保されている。職員の採用及び昇任については、「学校法人河崎学園就業規則」に規定されている。運用については「大阪河崎リハビリテーション大学事務職員選考等内規」を定めており、事務局長などが職員からの要望を聴取するとともに、大学の現況・次年度以降の重点施策などを勘案して採用方針を策定のうえ、理事長の承認を得て実施している。採用に当たっては、学外から広く優秀な人材を得るため新聞やインターネットを通じた公募を原則とし、選考委員会の協議に基づき事務局長が推薦し、理事長が最終的に決定している。

職員の資質向上の取組みは、「FD委員会」が企画する研修会を「FD・SD研修会」とし、毎回各係1人以上の参加を義務づけ、教職員の連携を図るための機会となっている。本年度から職員独自の「SD研修会」を実施し資質の向上を図っている。また、外部研修については、外部機関が実施する研修会などに積極的に参加し課題解決力と事務処理力の向上を目指している。

教育研究支援のうち、研究の活性化、特に科学研究費補助金申請・採択率向上のために、今後はサポート体制の強化に向けた組織的な取組みに期待したい。

基準7. 管理運営

【判定】

基準7を満たしている。

【判定理由】

大学の目的を達成するために、学則及び教授会規程に基づき、教授会が組織され、定例で月1回、また、状況に応じて臨時に開催している。「学校法人河崎学園寄附行為」に理事・監事・評議員の定数、選任方法、任期、構成などが適正に定められており、「理事会は、法人の業務を決し理事の職務の執行を監督する」と規定されている。また、理事長による評議員会への諮問事項などが規定され、評議員会は、法人の業務・財産の状況、理事会の業務執行の状況について、理事長に対し意見を述べ、若しくはその諮問に答え、理事長からの報告を徴している。理事会・評議員会は年間3回開催されており、寄附行為に基づき適切に運営されている。

学長は理事会の構成員であり、理事会で決定された事案を教学部門に直接伝えることができ、また、教授会の意向を経営にくみ上げることより連携を図っている。「大学運営調整会議」が定例で月2回開催され、現場の問題の速やかな抽出、運営・処理などに関する迅速な判断及び教授会や理事会などへの審議事項の的確な反映などが効果的に行われ、管理部門と教学部門の調整機関としての機能を担っており、双方の意思疎通が円滑に図られ適切に運営されている。

自己点検・評価を行うことを学則に規定し、「自己点検・評価委員会規程」「自己点検・評価実施要領」を制定している。自己点検・評価のための体制として「自己点検・評価委員会」を設置し、更にその下部に自己点検・評価室を置き適切に実施している。また、毎年、自己評価報告書を作成し隔年で公開しており、自己評価報告書でまとめた改善・向上方策は、理事会、教授会など各種会議体で継続的に検討し改善に結びつけている。

基準 8. 財務

【判定】

基準 8 を満たしている。

【判定理由】

帰属収入に対する翌年度繰越消費支出超過額の割合は低率であり、教育研究経費比率も若干低いものの、人件費比率、人件費依存率、消費支出比率、消費収支比率などは安定性を確保している。また、自己資金構成比率、流動比率、総負債比率、消費収支差額構成比率、負債比率、基本金比率などでは財政面における健全性を維持している。

平成 18(2006)年の開学以来、全て自己資金で大学に必要な財政基盤を賄っている。2 専攻での入学定員確保がまだ困難な状況が続いているため、当初の収入計画は達成できていない。しかし、予算の効果的運用・経費節減などに努めており、収支のバランスのとれた運営ができています。今後、学部・学科の安定的な収容定員の確保に努めていくことが重要である。

会計処理は、学園の会計監査人である公認会計士の指導・助言を受けながら、学校法人会計基準及び関係諸規程により適切に行われている。

財務情報関係書類の公開は、学生や保護者など利害関係者からの開示請求があれば閲覧に供している。また、財務の概要を大学のホームページに公開している。

外部資金の獲得については、平成 21(2009)年度文部科学省の「大学教育・学生支援推進事業【テーマ B】大学教育推進プログラム」に採択されている。

基準 9. 教育研究環境

【判定】

基準 9 を満たしている。

【判定理由】

教育目的を達成するために必要な校地・校舎は、大学設置基準上必要な面積に対し十分な広さを確保しており、教育研究活動に支障のないよう整備されている。体育館やグラウンドは、課外活動に使用するほか、休日は地域住民にも開放している。

建物の耐震性については、全ての建物が耐震基準を満たしている。

教育研究を行う上で必要な施設設備の整備・管理は、総務課が窓口となり管理責任者からの設備・機器の不具合や備品の消耗などの報告を集約し、修理・補充などの対応を日常的に行っている。施設・設備の保守・点検は、専門業者と委託契約を結ぶなど定期的に行い、関係諸法令を順守するよう安全管理に努めている。

バリアフリー環境については、スロープの設置、障がい者用トイレの設置、車椅子用のエレベータ、点字ブロック、手すりの設置など整備を行っている。

教育研究環境整備の構築については、敷地内及び周辺道路を禁煙としている。また、スクールバスの無料化や、食堂、売店、学生談話室、学生ラウンジを配置するなど、アメニ

ティ環境が整備され有効に活用されている。

【優れた点】

- ・園芸療法士資格取得のためと環境保持のために有用であるイネーブルガーデン（園芸療法ガーデン）を有している点は高く評価できる。

基準 10. 社会連携

【判定】

基準 10 を満たしている。

【判定理由】

貝塚市内唯一の大学として、公開講座の開催、出前講座の実施、教職員の派遣など設置目的に即して人的資源の提供などを行っている。

学習・研究を支援し、地域貢献に寄与することを目的に「地域交流推進開放事業」「市民の学習・研究支援開放事業」「スポーツ施設開放事業」という 3 つの大学施設開放事業を展開し、図書館や運動場、講義室などの大学施設を地域へ開放している。

「大学コンソーシアム大阪」に加入し、大阪府内大学との連携を行うとともに、「地域連携部会」の「平成 22(2010)年度地域連携モデル事業」に採択されるなど、さまざまな事業に参画している。今後は、産学連携の共同研究の推進に向けて企業との連携にも期待したい。

貝塚市で行われる各種イベントには大学として人的・物的な協力を行っている。また、学園祭には近隣の住民が多数参加するなど市民との交流も活発である。

基準 11. 社会的責務

【判定】

基準 11 を満たしている。

【判定理由】

危機管理体制及び組織倫理に関する事項が整備され、公共性を有する社会的機関として適切に運営されている。

教職員や学生による消防訓練や防災訓練を実施しており、避難経路の確認、通報、避難器具の確認、消火設備の確認、使用方法の周知を図っている。更に、重大な災害が発生した場合には危機対策本部（自衛消防隊）が設置され、緊急連絡網で連絡が取れるよう学内の体制が整えられている。授業中の構内火災発生を想定した避難訓練、緊急時における夜間・休日の電話連絡体制や天災時における臨時休講の連絡体制なども整えられている。

教育研究成果の学内外への広報活動は整備され、毎年の紀要による教育研究成果の広報に加え、ホームページにおける情報発信の拡大・充実のため、体制作りを進めている。

大学の「研究者倫理に関する指針」を制定の上、研究計画の実施の適否を審査する「研

究倫理審査委員会」を設置し、学内で行われる研究については、計画段階から届け出を行うことを義務づけている。

動物実験に関しては、諸規程が整備され、動物実験教育訓練と講演会を毎年度実施している。

個人情報保護に関する活動は、情報セキュリティポリシーを制定し、インターネットでその趣旨の周知・徹底を図っており、学生自身の個人情報の慎重な取扱いを教職員に徹底するとともに、学外実習の協力者などに関する個人情報の保護を実習生となる学生に丁寧に指導している。

【優れた点】

- ・毎年実施される避難訓練について、避難する学生及び避難させる教職員に対して、それぞれの立場に応じたマニュアルに基づき実施されていることは高く評価できる。

